

地域ぐるみため池保全活動推進事業

1. 趣旨

- (1) 全国には、農業者の減少により事業の申請主体である水利組合等の管理体制の脆弱化しているため池や、決壊等の災害により、非農業者へも大きな被害を及ぼすおそれのあるため池が多数あるなど、従来の受益農業者の申請を中心に据えた防災対策を進めていくには一定の限界が生じてきているところもある。
- (2) 一方、農村の都市化・混住化の進展に伴い、ため池の有している多面的機能の発揮に対する要請が高まっており、また、都市農業の振興に資する貴重な水源としての機能も再評価されているほか都市住民に対する憩いの場の提供が求められているなど、地域住民や地元環境団体等のニーズを把握して事業実施に反映させることが重要となってきた。
- (3) このため、事業実施を契機として、非農業者も含めた地域ぐるみでため池の保全のために協定を締結し、維持保全体制を明確化して、多面的機能の発揮に配慮したため池の適正な管理の実施や、防災・保全体制の形成をモデル的に促進する。

2. 事業内容

ため池の利水農業者とため池を利用している地域住民との間で締結された、ため池等の維持保全のための地域ぐるみの協定(農振法の協定制度等)の参加者、市町村、環境団体、協定参加者以外の地域住民等で組織する「ため池保全協議会」が行う、以下の取り組みを支援。

多面的機能に配慮した防災対策に資する「ため池保全構想」の策定(必要な学術経験者等への各種調査の依頼・地域住民の意向調査や各種図面の作成等)

適正なため池等の管理活動や多面的機能発揮のための活動

3. 事業実施主体

事業実施主体：市町村

事業実施期間：平成13～14年度(採択期間)

4. 補助率

定額補助

5. 平成19年度概算決定額

6,548(6,548)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】